第十条第一項第二号中「第十二条第二項第三号」を「第十三条第一項第十号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十九条の二第一項第一号に掲げる業務に限る。）の対象となる事業若しくは第十三条第二項第三号」に改め、同項第五号中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

第十六条を削る。

第十五条の見出し中「試験研究実施者等」を「製造実施者等」に改め、同条中「（以下「業務方法書」という。）」を削り、「第十二条第一項第九号」を「第十三条第一項第九号」に改め、「高度船舶技術に関する試験研究若しくは」を削り、「試験研究実施者等」を「製造実施者等」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「第十二条第一項第十一号」を「第十三条第一項第十号」に、「債務の保証」を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項第一号に掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付け」に改め、同条第三項中「第二十五条第一項及び第三十一条」を「第二十四条第一項及び第三十条」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項第九号中「民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金（以下「試験研究資金」という。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項に規定する業務を行うこと。

第十二条第一項中第十一号から第十四号までを削り、第十五号を第十一号とし、同条を第十三条とし、第二章中第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第十一条　機構の役員及び職員は、第十三条第一項第七号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十七条第一項第一号中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十二条第一項第七号から第十三号まで」を「第十三条第一項第七号から第九号まで」に改め、同項第三号中「第十二条第一項第十四号」を「第十三条第一項第十号」に改め、同項第四号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第三項中「第二十三条」を「第二十二条」に改め、同項第一号中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十二条第一項第五号」を「第十三条第一項第五号」に改め、同条第四項中「及び附則第十一条第一項第四号」に改め、同項第二号中「附則第十一条第一項第五号」を「附則第十一条第一項第四号」に改める。

第十八条第一項中「前条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る勘定」を「助成勘定」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第四項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第十九条第一項第一号中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に、「第十一号から第十三号まで」を「第十号」に改める。

第二十二条を削り、第二十三条を第二十二条とする。

第二十四条中「第十二条第一項第九号の規定により機構が交付する助成金（試験研究資金に充てるための助成金に限る。）及び同条第二項第一号」を「第十三条第二項第一号」に改め、同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条第一号中「第十三条第一項、第十四条第一項」を「第十四条第一項、第十五条第一項」に、「第二十三条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、第四章中同条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とし、第二十八条を第二十七条とし、第二十九条を削り、第三十条を第二十八条とする。

第三十一条中「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、第五章中同条を第三十条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二十九条　第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条第二号中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第三十一条とする。

附則第四条を次のように改める。

第四条　削除

附則第七条第二項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「から第四号まで」を「若しくは第三号」に改める。

附則第八条を次のように改める。

第八条　削除

附則第九条中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

附則第十一条第一項中「第十二条」を「第十三条」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項及び第三項中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条第四項中「第十二条第一項第五号」を「第十三条第一項第五号」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に改め、「及び第三号」を削り、「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第三号」に、「附則第十一条第一項第五号」を「附則第十一条第一項第四号」に、「第四号まで」を「第三号まで」に、「第二十二条中「第十二条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）」とあるのは「第十二条第一項第九号の業務（試験研究資金に充てるための助成金を交付する業務に限る。）及び附則第十一条第一項第三号の業務」と、第三十二条第二号中「第十二条」とあるのは「第十三条」を「第三十一条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第十項を削り、第十一項を第九項とする。

附則第十二条第一項から第三項までの規定中「前条第一項第五号」を「前条第一項第四号」に改める。

第三条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を次のように改正する。

第四条第七号を削る。

第十条第一項第二号中「第十三条第一項第十号」を「第十三条第一項第九号」に改める。

第十一条中「第十号」を「第九号」に改める。

第十三条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第十五条第一項中「第十三条第一項第十号」を「第十三条第一項第九号」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

第十七条第一項第二号中「から第九号までの業務及び」を「及び第八号の業務並びに」に改め、同項第三号中「第十三条第一項第十号」を「第十三条第一項第九号」に改める。

第十九条第一項第一号中「第十三条第一項第一号から第八号まで及び第十号の業務並びにこれらに附帯する」を「第十三条第一項に規定する」に改める。

附則第十一条第八項中「「及び」を「並びに」に、「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは「、」を「業務」とあるのは「業務並びに」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条並びに附則第六条、第七条第二項及び第九条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。